

(七飯町条例第29号より抜粋)

第3章 政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）

（制度の趣旨）

第10条 町の基本的な政策等の立案にあたり、町民が意見を述べる機会を保障することによって、町の意味決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の参画と協働によるまちづくりを推進する。

（対象）

第11条 政策意見提出制度の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- （1）基本構想等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く町民生活に影響を与える政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画で別に規則で定めるものの策定又は改定
- （2）町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- （3）町の基本的な制度を定める条例又は町民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- （4）広く町民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更
- （5）その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、町民生活への影響等を勘案して、政策意見提出制度の対象とすることが適当であると実施機関が認めるもの

（適用除外）

第12条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この政策意見提出制度の規定は適用しない。

- （1）迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- （2）法令その他の規程により縦覧及び意見書の提出その他の政策意見提出制度と同様の手続を行うもの
- （3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

（政策等の案の公表）

第13条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、町民等が理解しやすいよう併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- （1）政策等の案を策定した趣旨、目的及び経緯
- （2）政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- （3）政策等の案を審議会等の附属機関で審議に付した場合には、当該審議内容を記載した資料
- （4）前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、町が発行する広報紙への掲載及び町のホームページを利用した閲覧の方法等により行うものと

する。

4 実施機関は、前項に規定するもののほか、必要に応じ次に掲げる方法により広く町民等への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 印刷物の配布
- (3) 報道機関への発表
(意見等の提出)

第14条 実施機関は、前条の規定により同条第1項の政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「政策等の案」という。)を公表するときは、併せて意見等の提出先、提出方法及び提出期間その他必要と認める事項を明示して、町民等から当該政策等の案についての意見等を求めるものとする。

2 前項の提出期間は、政策等の案の公表の日から1月以上の期間とする。ただし、1月の期間を設ける暇がないときは、これを短縮することができる。

3 第1項の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

4 第1項の規定により政策等の案についての意見等を提出しようとする者は、原則として住所、氏名その他町民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

5 実施機関は、当該政策等の案についての意見等を提出した町民等の氏名、名称その他町民等の属性に関する情報を公表する場合は、当該政策等の案を公表するときにこれを明示しなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第15条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、当該政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、七飯町情報公開条例(平成12年条例第40号)第6条に規定する非開示情報は除くものとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正の内容

3 第13条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第16条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第13条から前条までの規定に準じた手続(以下「この条例に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、この条例に規定する政策意見提出制度を適用しないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(構想又は検討段階における政策意見提出制度)

第17条 実施機関は、特に重要な政策等で広く町民等の意見等を反映させる必要があ

ると認めるものについては、当該政策等の構想又は検討の段階で、この条例に準じた
手続を経て政策等の案を策定するよう努めるものとする。

(一覧表の作成等)

第18条 町長は、政策意見提出制度を行っている案件の一覧表を作成し、町が発行す
る広報紙への掲載及び町のホームページを利用した閲覧の方法等によりこれを公表す
るものとする。